

災害発生時における生徒の帰宅方法、保護体制について

1 生徒の帰宅方法、保護体制について

在校中や登下校時など生徒が学校にいる時に発災した場合、校長は、通学路等の安全確認ができるまでの間、生徒を校内の安全な場所に保護するものとする。安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させることとする。保護者等への引渡しについては、学校又は広域避難場所で行う。引渡しの際には、教育活動再開の見通し、再開に向けた準備状況の連絡方法等を周知する。

(1) 通学路、通学経路の安全確認について

校長は、まず、通学路の安全確認を行うよう教職員に指示するとともに、安全確認は、避難誘導・救助係の教職員が迅速かつ的確に実施するとともに、危険と思われる場所については、代替帰宅路を確保する。

なお、通学経路については、交通機関の運行状況等を区市町村災害対策本部、ラジオ等から情報を収集し、通学経路の状況を把握する。

(2) 生徒の保護者への引き渡し活動について

校長は、あらかじめ定めてある保護者又は緊急連絡用（生徒引き渡し）カード記載の引受人への引渡し方法により生徒を帰宅させる。引き渡しの開始を周知する方法としては、緊急連絡網やホームページやメール等により可能な手段により行うこととする。生徒の引き渡しは原則として学級担任が当たるが、緊急の場合、担任以外の者が引渡人となることが考えられる。引受人への引渡しは、緊急連絡用（生徒引き渡し）カードを利用して行う。なお、登録していない人が来た場合は、確認ができるまで引渡しを行わない。

また、生徒を引き渡した場合は、緊急連絡用（生徒引き渡し）カードを別に整理し、管理する。

(3) 前期課程の生徒帰宅方法

校長は、通学路の安全を確認した後、避難誘導・救助係の教職員に地域別に集めた生徒を指定の場所まで引率させるなど、あらかじめ定めてある帰宅方法に基づき帰宅させる。

(4) 後期課程の生徒帰宅方法

校長は、正確な交通機関の運行状況等の情報収集に努め、安全に帰宅ができるかを判断する。生徒を帰宅させるに際しては、収集した情報を伝えるとともに、あらかじめ定めてあるグループ下校などの方法に基づき帰宅させる。帰宅途中に交通事情等により、帰宅が困難と思われるときは、無理な方法による帰宅は避け、学校に引き返すか又は帰宅途中の一時集合場所へ緊急避難することを指導する。なお、学校に戻った場合には、学級担任又は他の教職員まで報告させる。

(5) 登下校時の対応

登下校時に発災し地震が収まった場合の生徒は、自宅に帰るか、学校又は近くの避難所に避難する。避難誘導・救助係の教職員は、生徒のうち、学校に登校して来ていない生徒又は下校途中の生徒で学校に戻って来ない者の確認に努める。なお、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

(6) 帰宅が困難な生徒の保護体制

- ・校長は、保護者又は緊急引受人が来校していない生徒や帰宅が困難な生徒を学校内で保護する。
- ・生徒を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。
- ・個々の保護者との連絡にあたっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤルなど多様な手段を適時活用する。

(7) 教職員の主な役割について

全教職員は、学校地震災害対策本部組織図による役割に従い業務を遂行する。

- ・保護している生徒の人員を把握する。
- ・保護者に現在の状況と今後の対応を説明するとともに、生徒に、今後の対応を説明する。
- ・生徒の毛布・食糧等を確保・配付する。